

## 第9回登別市総合計画第3期基本計画市民検討委員会 都市調和部会 議事録

- ◆ **開催日時** 平成26年10月28日(火) 18:30 ~ 20:00
- ◆ **開催場所** 登別市役所 第1委員会室
- ◆ **出席部会員**
  - 部会長 長部 正之
  - 副部会長 西尾 拓也
  - 部会員 荒川 昌伸
  - 林田 康光
  - 谷崎 博美
  - 中川 信市
  - 宮崎 修(市庁内検討委員会 副部会長)  
【都市計画・公園グループ総括主幹】
  - 星川 彰(市庁内検討委員会 部会員)  
【建築住宅グループ総括主幹】
  - 対馬 秀樹(市庁内検討委員会 部会員)  
【水道グループ工務主幹】
- ◆ **欠席部会員** 山谷 桂司(市庁内検討委員会 部会長)  
【都市整備部次長】
- ◆ **事務局**
  - 西川原 邦彦【総務部企画調整グループ主査】
  - 打田 知之【総務部企画調整グループ主査】
  - 秋田 雅人【総務部企画調整グループ担当員】
- ◆ **議題** 第4章体系図の検討について

### 《部会長》

今日は、第4章第2節の施策I『快適な住環境づくり』施策の基本的な方向2『安全な水の安定供給』から話を進めていきます。

### 《事務局》

前回は第1節の施策I『計画的な都市空間づくり』と施策II『地域景観の形成』、第2節施策I『快適な住環境づくり』の施策の基本的な方向1『公園・緑地等の創出と保全』というところまで、体系図の内容を検討いただき、ご意見をいただいたところでした。

本日は『安全な水の安定供給』というところから体系図の検討に入っていただきます。

こちらについては、第2期基本計画の変更経過などを見比べていただくとよろしいのかなと思います。

施策の基本的な方向としては変わりありませんが、主要な施策のところが①②③とたてられたところから、若干文言が変更されております。

第2期のときには、①は『安定給水できる水道システムの整備』としておりますが、第3期の体系図におきましては『安全な水道水の供給』ということになっています。

また、②の『水質管理体制の充実』は『確実な給水の確保』に、③の『水道事業の効率的な施設整備と事業運営』は『水道サービスの持続』と主要な施策を変更しています。

第2期基本計画から第3期基本計画への変更経過について、庁内検討部会より説明いただきます。

#### 〈庁内検討部会部会員〉

事務局の方から説明がありましたが、施策の基本的な方向の2「安全な水の安定供給」では、市民への水道供給に関する施策を記載しています。

市の水道事業についてと捉えていただければと思います。

第2期基本計画との変更点については、施策の基本的な方向について変わりありませんが、主要な施策について文言を少し変更しています。

第2期の主要な施策①は『安定供給できる水道システムの整備』ということでしたが、以前の主要な施策の考え方をお話しますと、1つ目として『水源、水質の管理体制を強化し、市民に給水する水の確保や水質の保全に努めます。』、2つ目として『災害時にも安定して給水できるよう、配水施設の耐震化や幹線配水網の整備を行うとともに老朽配水管の入替を促進します。』ということで、水源水質の問題と災害時を含め安定給水できるという内容としておりました。

新たな第3期基本計画では、主要な施策を①から②に変え『確実な給水の確保』という言葉に変更しています。

基本的な考え方は変わっていませんが、少し文言をすっきりさせたということで『確実な給水の確保』という中で『老朽化した施設の計画的な更新を行うとともに、水道施設の耐震化や危機管理体制の充実を図ります。』としました。

現在の水道施設は、高度成長期に整備した施設が多くを占めていまして、更新時期を迎えておりますので、それらを適切に更新していかなければなりません。

また『確実な給水の確保』とう視点で、近年、起きている豪雨ですとか地震ですとかそういうような災害の事態に対しても、一定程度の給水の確保ができるような仕組みづくりをしなければならないですし、危機管理体制としてもその充実を図らなければならないということで、そういう整理のもとで『確実な給水の確保』という言葉に変更しております。

第2期基本計画の主要な施策②『水質管理体制の充実』については、当市の浄水場は、昭和30年後半と40年初頭に、登別温泉浄水場、幌別浄水場がそれぞれ建てられ、浄水場施設は50年を迎えます。

以前は浄水施設だけに特化して『浄水処理施設を改修し、安全で安定的な水づくりに努めます。』という言葉にしておりましたが、もう少し幅を広げ、先ほどお話した第2期基本計画の主要な施策①にありました水源の話も含め、ここでは『安全な水道水の供給』というも

のに改め、主要な施策①としています。

主要な施策の考え方は、『水道原水の水質保全や適切な浄水処理など、安全な水道水質の向上に努めます。』とし、水道事業としての責務を明確にした形で文言を整理します。

第2期基本計画の主要な施策③『水道事業の効率的な施設整備と事業運営』では、主要な施策の方向について『水道料金の検針・徴収業務の民間委託の検討など、効率性、経済性を考慮して適正な事業運営に努めます。』と『水道施設の適切な管理運営を行い、計画的、効率的な施設の更新に努めます。』としておりましたが、これも先ほどお話した施設の更新の部分と同じ文言になっています。

第3期基本計画では主要な施策③を『水道サービスの持続』とし、水道事業としてサービスの持続をしていかなければならないという広い視点で整理し、主要な施策の考え方として『収支バランスを見込んだ計画的な施設更新等を実施し、健全かつ安定的な事業運営に努めます。』と、幅広くとらえた内容の文章で表現をしています。

今回は基本的には文言の修正と、少し大きく包含した意味で文言を整理したというところです。

《事務局》

施策の基本的な方向の2『安全な水の安定供給』について、体系図の内容を説明させていただきましたので、こちらの内容について、皆さんでご議論いただければと思います。

《部会長》

それではこのところに関して何かご意見のある委員がいらっしゃいましたらご発言願います。

《部会員》

この会議では、私は関係団体の立場から参加していますので、本来は団体の視点として関わらなければならないと思いますが、私個人としては、今、庁内検討部会のお話を聞いて、主要な施策の3項目というのは、水道にとって根幹をなす大切な部分であるということ強く感じました。

特に、危機管理体制という部分では「確実」という言葉で、第2期基本計画よりも強調されて災害に対する対応ですとか、取り組みを強く持っているという感じを受けました。

また、こういう業務に関わっていない方のほうが、斬新な見方ができるのではないかと私は思っています。

《部会長》

1つお尋ねしたのですが、第4章では上水道のことについては書かれていますが、例えば千葉で震災が起きると液状化が発生します。

そうすると下水管に浮力が掛かりますから下水管路網がズタズタになってしまいます。

行きの水道を供給することはできても、リターン下水道がズタズタになってしまうと、水道が使えなくなるというわけで、そういう災害時に関する下水道の安全性だとか確実な排水だとかそういうことは、どちらの章でも謳われていないのでしょうか。

#### 《事務局》

下水道事業に関しては第2章の第1節のⅢで『公共下水道事業の促進』という記述をしています。

その中では主要な施策①『下水道事業の促進』ということで、主要な施策の考え方として『長寿命化計画に基づき下水道施設の計画的な更新を行います。』という表現が謳われています。

第2章は、部会名で言いますと『防災・環境部会』ですので、防災のことなども結構メインで書かれています。「緑を守る」ですとか「環境保全のリサイクル意識を高めよう」ですとか、そういった内容については第2章となっていて、下水道事業については第2章に掲載する形としています。

また、防災の視点のところになりますと、第2章『自然とともに暮らすまち』第3節『安全に安心して暮らせるまちづくり』施策Ⅰ『総合防災体制の整備』になります。

液状化ですとか、そういった視点ではないのですが、浸水対策の一部としては『公共下水道事業による浸水対策』という項目が掲載されています。

#### 《部会員》

上水と下水は、表と裏の関係ですよ。

#### 《庁内検討部会部会員》

ライフラインというくくりで言えば、1つの目安だと思います。

総合計画では、環境面での下水道促進という意味で施策として分類されていますので、下水道の整備そのものの記述となっていますが、当然、下水道でも耐震対策ですとか、そういうことは日ごろから事業を進めていく中で考えていることだと思います。

第2章では下水道事業を環境対策と捉えていますので、そこまでのメニューは謳われていないのですが、当然、そういうことは考えながら事業に取り組んでいると思います。

#### 《部会長》

水の安定供給もありますけど、水を下水として処理するというのも入っているのかなと感じます。

防災的な観点でいくと、今飲む水が欲しいのであれば、それは安定供給で進むと思います。例えば、用を足すためのお手洗いが必要ですとか、調理すると残飯が出るとか、そういう

う形であれば、表裏一体で機能していないといけないのかなという感じがします。

#### 《事務局》

公共下水道事業の目的としては、生活環境の改善に寄与するというところが、一番大きいのではないかと思いますので、基本計画の章に区分けていくと、第2章にすることが一番適切だろうと考えています。

ただ、公共施設としての耐震性や防災対策の視点に立つと、どの章にいてもおかしくはないことになってしまいますので、それは水道だけに限らず、すべての公共施設に関する災害への備えというものを謳い込まなければ、ならなくなってくるのかと思います。

#### 《部会員》

これは、分けて考えた方がいいのではないのでしょうか。

#### 《庁内検討部会部会員》

下水道の整備をしていくという基本的な考え方は、環境に対する考え方で、ただ施設のあり方としてとったときに、さまざまな耐震性をもったものとか、そういうことはできています。

下水道整備の大きな目的ととらえたときには、事務局の言った環境面の括りの中に入ります。

水はライフラインの中で非常に重要なものという位置づけの中で、ほとんど水道に特化したものの項目として割り振られていて、それにおいては水道の幅広い経営面ですとか細かく全体に触れるように3つの項目になっております。

#### 《事務局》

さまざまな役所のテーマがあると思いますが、以前に、他の部会で高齢者の福祉について話しをしましたが、高齢者が子供とふれあう機会が必要だというご提言がありました。

また、子供も祖父祖母と同居していることが少なく、核家族化が進んでいるので、子供の視点から高齢者の世代は大事だということもあり、これを高齢者の施策に入れるべきか、子供の施策に入れるべきか、というどちらの視点からも大事な事業などがありますが、そういうところでも、どの章に入れようかということがありました。

高齢者は子供に限ったことではなく、働いている人達との交流も必要だということで、高齢者の方は広い世代交流という形で取りまとめて、子供の方は、高齢者に昔の遊びを教えてもらうとか、そういうことが大事であるという整理をして両方に載せましたが、同じようなテーマを同じだからこっちに載せようというのは避けるようなかたちをとっていますので、ライフラインとして下水道整備というのを整理するというのであれば第4章にもってくるということもありますが、今、私どものほうで作っている体系図のほうでは環境を整えて『みどりの保全と緑化の推進』が含まれている中でも『環境に優しいまちづくり』という中

に、下水道事業を入れているので、部会長がおっしゃったような液状化というようなことは、確かに載ってはいないのですが、下水道の整備については全般的に第2章のほうにまとめていますので、液状化や災害時の下水道のお話というのは、第2章で再度話し合ってもらおうということも可能です。

《部会長》

下水道は都市インフラの括りに入るものですから、水道事業と一緒に下水道の話がついてきて然るべきなのかなと思います。

例えば、環境のことを考えて第2章に入っているというお話でしたが、本来は専門的に言うと、浄化槽で各個別に処理していただいて、その処理された水を流す方が環境負荷は非常に少なくなります。

ヨーロッパなどは、そういった個別処理をとっているところが多く、それがそのままのくくりで環境だから第2章に入るというのもどうなのかと思います。

《事務局》

住環境の一部としての下水道と捉えるかというところですね。

《部会長》

千葉県の震災時の様子を見ると、水は流れているけど水は流せないくらい大きな影響がありますね。

《庁内検討部会部会員》

そのとおりですね。

《庁内検討部会部会員》

下水道でも長寿命化計画に基づいて、下水道施設の計画的な更新ということで、長寿命化計画の中に、道路の橋梁と同じように耐震化は入ってくるわけですね。

《部会員》

下水道は、別の章で載せれば良いと思います。そうしたとしても大差はないと思います。

《事務局》

環境を含む軽減という視点から第2章という考えはありますよね。

《部会員》

第4章は飲む水ということにして、流す方とわけましょう。

《事務局》

視点をどちらから見るかということで、どちらの章に入ってもおかしくはないところだとは思いますがね。

《部会員》

この章の主は飲み水につくという括り方でしょうね。

《部会長》

施策の基本的な方向としては『安全な水の安定供給』となっていますので、この下に「施策の基本的な方向3」をつくと話が難しくなってしまいますね。

《事務局》

第2章の中の考え方では、第1節『環境への負荷を少ないまちをつくる』の政策で謳っている中で、施策I『生活排水の適正な処理』というところには、下水道事業といわゆるし尿処理事業がぶら下がっているかたちです。

《部会員》

そこに、災害時における何かを何処かに入れて災害時のことも考えられるように進めるといいと思います。

《部会長》

それでは第2章を担当する「防災・環境部会」にお任せするということにしますね。

《事務局》

ちなみに市内で、液状化がおきるようなところなどはわかりますか。

《庁内検討部会部会員》

下水道は地盤の状況を考慮した中で整備をしています。

《部会長》

この辺はほとんど海岸線なので、元々の砂地盤が多いと、砂地盤は単粒構造で液状化しやすいということが判っていますので、登別でも大きな揺れがあると、被害がかなりあると思います。

釧路沖地震のときに、釧路ではマンホールが浮き上がってしまって、下水道がまったく使えない状況になってしまったということですので、水は供給できても掃けないという状況は困るのかなと思ったのですが。

まあ、いずれにしても下水道については、第2章の担当部会にお願いしましょう。

《部会長》

それでは、改めて施策の基本的な方向2『安全な水の安定供給』のところで、何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

《部会員》

市は水道ビジョンを策定中だと思いますが、これをベースにこれから進めていくのでしょうか。

《庁内検討部会部会員》

市の計画としては、総合計画が上位計画になりますが、「水道ビジョン」については現在、水道部局で策定作業をしています。

水道ビジョンでは、「安全」と「強靱」と「持続」の三本柱で構成しており、基本計画と水道ビジョンについては、基本的には同じ考えの基にすすめております。

これはもともと国のほうで示している考えで、それに則した形で我々も作業を進めています。

《部会員》

水道ビジョンの中で、千歳浄水場ですとか、室蘭市から水を買っていることについて、将来的にどうしていくのかということは、詰めていくのでしょうか

《庁内検討部会部会員》

水道ビジョンの内容は、現状分析と課題を洗い出した上で将来目標を設定し、それに対してどのように取り組んでいくのかということころまでは整理していくことになります。

例えば、効率的な事業運営をするために施設の再編成ですとかといった考え方は出てくるのかと思いますが、そのためにはさまざまな協議を経る必要がありますので、具体的に書き込める部分とそうではない部分が出てくると思います。

そもそもの上水施設や水道施設の仕組みも、これからの人口減少に向けてただ単純に更新をしていくということは考えにくいので、どのようなべきかということは課題になりますね。

具体的な内容までは踏み込めないにしても、方向性を明らかにしていくことになります。

《部会員》

市民の方は、水道をすべて自賄いで飲んでいると思っていますよね。



《市内検討部会部会員》

実は、登別市民に供給している水道については、登別市が独自に供給している水と、室蘭市が登別市内に施設として持っている『千歳浄水場』から供給される水がありますが、市民の方すべてがそのことをご存知かという、ご存知でない方もいらっしゃると思います。

《市内検討部会部会員》

水道事業については、上水道事業と簡易水道事業を市で行っているわけですが、市民の9割以上の方が上水道を飲んでいらっしゃるのですが、ご存知のとおり上水道事業は独立採算になりますので、基本的には税金が投入されず、使用料収入によって職員の給与や施設整備まで行うことになっています。

つまり、人口減少が進むと当然給水量が減ってきますので、そこからの収益が少なくなってくるわけですが、水道については膨大な施設があって初めて蛇口から水が出る仕組みとなっていますので、給水量が減ったからといって施設をなくすことができるのかという、そういったことにはなりません。

水道事業については、固定的に掛かっている費用が多いため給水量に応じて、コストも減るのかというところでもないわけですから、非常に厳しい経営状況を迎える中で、施設も古くなってきますし、水質基準などは以前と比べ厳しいものとなっていますから、とても難しいものになっているのですが、水道というものは市民の皆さんにとっては、蛇口をひねると出てきて当たり前というものですし、水は人間が生きる上でなくてはならないものですので、基本計画では3つの柱立てをした中でしっかりと取り組んでいきますが、時には市民の皆さんに苦しいお願いをしなければならない場合も出てくるのかと思います。

《部会員》

登別市で「おいしい水」を売り出すなんてことはどうでしょうかね。

《市内検討部会部会員》

以前に、飲料会社が水を販売していましたが、その水源を水道事業として使うには不足してしまいます。

《部会員》

販売用として活用して、儲けることを考えてということですか。

《部会員》

登別市は室蘭市より水道料金が高いですね。

《庁内検討部会部会員》

確かに室蘭市よりは料金が高いですね。

ただ、500ミリリットルに換算すると0.1円ですので、ボトルの水を考えると安価だとは考えます。

《部会長》

第4章第2節、施策のⅠの、施策の基本的な方向2『安全な水の安定供給』については、先ほどより説明いただいた、3つの主要な施策のとおりでよろしいですか。

《部会員》

よいと思います。

《事務局》

次に、第4章第2節、施策のⅡは「良好な居住空間づくり」ということで、ここでは3つの施策の基本的な方向を定めています。

施策の基本的な方向の1つめは『良好な住宅の確保』として主要な施策を4つ、2つ目の『優良な宅地の供給促進』では、主要な施策を2つ、3つ目の『快適な公営住宅の供給』では、主要な施策を2つぶら下がる形の体系図となっています。

本日、これをすべて議論いただくには時間が足りないと思いますので、施策のⅡについての考え方を庁内検討部会より説明いただき、次回の部会で議論いただく形にしたいとおもいますので、お願いします。

《庁内検討部会部会員》

施策の基本的な方向の1『良好な住宅の確保』については、4つの主要な施策を掲げておりますが、第2期基本計画では5つの主要な施策を掲げていましたが、基本的な内容としてはほとんど変更した部分はありません。

施策の基本的な方向の2『優良な宅地の供給促進』については、2つの主要な施策を掲げておりますが、第2期基本計画と基本的には考え方の変更はありません。

施策の基本的な方向の3『快適な公営住宅の供給』についても、第2期基本計画と基本的には変わっていません。

基本的な住宅施策については、ライフステージやライフスタイルに適合した住宅の供給や誘導を図っていくこととしておりますが、民間との役割分担などが必要な部分もあり難しい部分があるのですが、民間の誘導を図っていきたいと思っています。

また、平成26年度より木造住宅に関する耐震診断への補助制度等の施策を行っておりますことから、良好な住宅を確保するための施策についての考え方を加えています。

質問等がありましたらお答えしたいと思います。

《部会員》

公営住宅の建設について基本的な考え方はあるのですか。

《庁内検討部会部会員》

公営住宅の新たな建設については、土地の高度利用を図る観点から基本的には平屋の住宅とはしないことと、3階建て以上の建物についてはエレベータを設置するなどの考えを持っています。

《事務局》

この住宅施策に関する部分については、第2期基本計画から継続して取り組むべき課題があるものとして、第3期においてもしっかりと取り組んでいくといった考え方ということによろしいですね。

ただ、建物の耐震化については、平成26年度より耐震化に対する支援を進めているということから、第3期でも推進していく体制というものを明確にしたということになります。

《部会員》

耐震補強についても支援していくのですか

《庁内検討部会部会員》

今は、診断に対する補助をしていますが、補強までの補助は行っていません。

《部会長》

公営住宅の供給量といいますか、入居・退去の状況はどのように推移していますか。

《庁内検討部会部会員》

公営住宅の必要戸数というものは、なかなか出しにくいのですが、現状より人口や世帯は減少することを見込みながら戸数の適正化を図っていく考えでいまして、建築年の古い建物やエレベータのない団地の高層階については、空室がある状況で、立地がよく比較的建築年数の新しい住宅については人気があるといった状況です。

どんどん新しい住宅への建て替えを進めていけば、入居の促進は図られるのでしょうか。

《部会長》

民間の賃貸住宅とのバランスということもあると思いますが。

《市内検討部会部会員》

あまり、公営住宅ばかりが新しく、設備が整ってしまうとそういった面でもバランスが難しくなりますよね。

しかし、高齢者や低所得の方などは、なかなか民間の賃貸住宅には住みにくい状況にもありますので、この部分を公営住宅の主な役割としながら、そのほかの方を民間に誘導するという大きな分け方になるのかと思います。

都市部では、中間所得層を対象とした公営住宅なども整備している状況もありますが、市としては、今のところそのような考えはありません。

《部会員》

どこかの地域をモデル地区として、中間所得層を対象とした、オシャレな公営住宅を作ってみてはどうでしょうか。

《部会長》

例えば、比較的入居者の少ない古い公営住宅の高層階を改装して、ある程度所得のある若い方に提供していくなど、世代間を埋める取り組みもしていかなければ、建てられた当初より入居されている方は、どんどん高齢化していきますので。

《部会員》

空き室をどんどん貸していくような方法があればと思いますが。

《市内検討部会部会員》

管理することを考えたときに、高齢者と若い世代が入居している団地ではトラブルが起こるケースもあります。

空き室の活用については、われわれも課題としています。

《事務局》

古い公営住宅には募集をかけてもなかなか入らないわけですよね。

《部会員》

ですので、若い方のニーズにあったリフォームをして募集をしてはどうでしょうか。

《事務局》

比較的建築年の新しい公営住宅は、応募が多いんですよね。

《庁内検討部会部会員》

桜木団地などについては、応募が30～40倍になります。

《事務局》

つまり、選んでいるんですね。

《部会員》

このあたりの民間賃貸住宅は、家賃が高いですね。

札幌並みの家賃設定になっていますよね。

《庁内検討部会部会員》

札幌などの政令市などでは、民間で建てたアパートを借り上げて公営住宅としてしているところもありますね。

《部会長》

既存の入居の無い部屋をどうしていくのかということが課題になりますね。

《庁内検討部会部会員》

現行の法体制の下での公営住宅ではなかなか埋まらないのかもしれないですね。

たとえば家賃を補助するとか、そういった方法でなければ。

《部会長》

少しはずれた話になるのかもしれませんが、例えば若手の建築デザイナーに空き室をデザインしてもらうコンペを行って、その部屋を若い方に貸し出すなどの方法はどうでしょうか。

《庁内検討部会部会員》

公営住宅の目的外使用として行っているケースはあるようですね。

モデル的に実施するのであれば面白いのかもしれないですね。

《部会員》

空き室が多いところとしては、幌別東団地などが多いのですか。

《庁内検討部会部会員》

幌別東団地や柏木団地などは、建物が古いものですから空き室も多いですね。

《事務局》

いかがでしょうか。ある程度課題なども整理できたのかと思いますので、次回の部会で体系図を確認しながら議論いただきたいと思いますので、お願いいたします。

《部会長》

それでは、本日の部会を終わります。

次回は、11月6日に行います。

おつかれさまでした。